山口県立総合医療センター

患者さんへのご案内

当院では看護師特定行為研修を修了した看護師が活動しています

特定行為とは、高度で専門的な知識・技能を特定行為研修により身につけた看護師が、医師による手順書をもとに行う診療の補助のことです。

特定看護師とは、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成され医師があらかじめ作成した手順書（指示）に従い、高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

看護師が特定行為を行うにあたっては、安全に十分配慮して行います。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

特定行為に関することで、心配事やご相談がある場合には、下記相談室をご利用ください。

特定行為に関する患者相談室

プライバシーを保護し、対応させていただきます。お気軽にご利用ください。

相談日および相談時間

■ 月曜日～金曜日　　9：00～17：00
（祝日および年末年始を除く）

■ 場所　　１Ｆ　地域医療連携室　医療相談窓口より相談窓口にて

■ 相談担当者　　医療相談室室次長

■ 責任者　　医療相談室室長